

北条市街地住環境整備

北条市街地の現状

1. 老朽危険建物、空き家について

高齢化と人口減少により、老朽化した木造家屋や空き家が多く存在します。

2. 狭あい道路について

地区内の道路は、全般的に狭く、緊急車両が進入できない4m未満の道路が多数あります。



北条市街地住環境整備概要

・市民協働のまちづくり

北条市街地住環境整備は住民皆様の同意がいただけたところから順番に実施いたします。

・老朽危険建物・空き家の除却

老朽危険建物・空き家の除却がスムーズに行えるよう除却に対する補助制度を導入します。

・狭あい道路の拡幅

狭あい道路の拡幅整備を市が実施いたします。
道路の拡幅に協力いただいた場合は土地提供面積に応じた奨励金を支払います。

北条市街地住環境整備の助成制度

4m未満の道路に接して住宅を建築する際には、
道路の中心より2mの道路後退をしなければなりません。
(右図参照:後退道路用地)

後退道路用地の土地提供（寄附又は無償使用契約）を条件に市が住環境の整備を実施します。（※狭あい道路に限る）

後退道路用地提供に関する助成

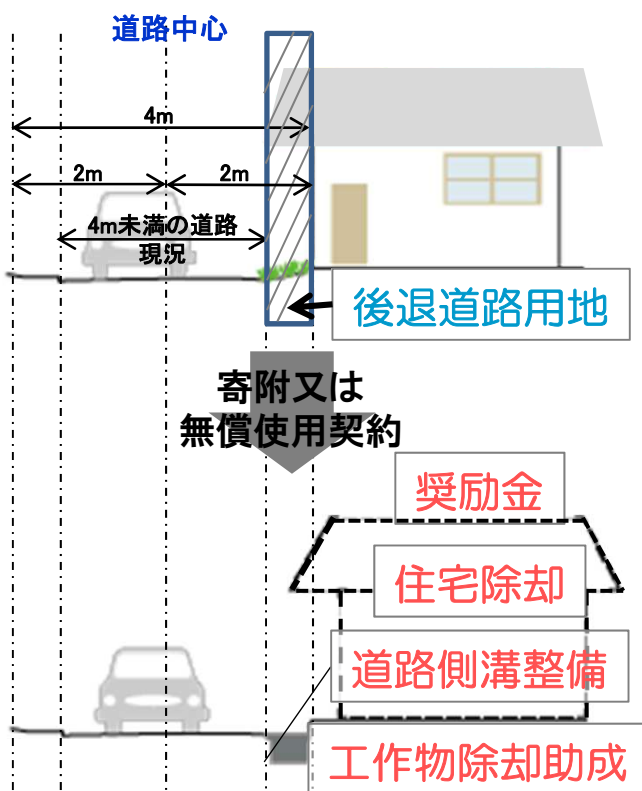
- ・土地提供面積に応じた奨励金支払い制度
- ・後退道路用地の道路整備拡幅工事（市全額負担）

門塀等除却に関する助成

- ・工作物除却助成制度の創設

建物除却に関する助成

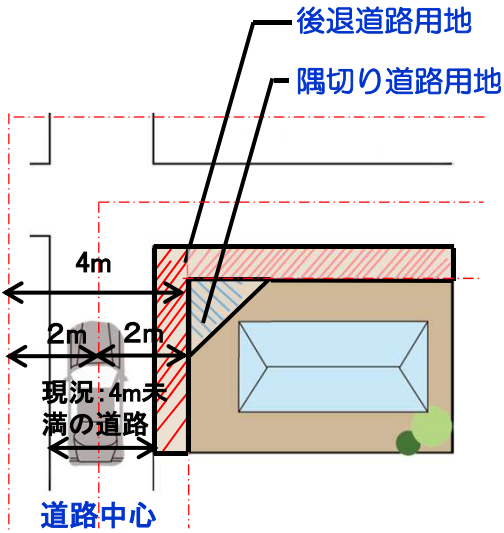
- ・建物除却助成制度の創設



土地提供に関する奨励金制度

後退道路用地の提供（寄附又は無償使用契約）を条件に奨励金を支払います。

内容		奨励金額
後退道路用地	1㎡未満	10,000円
	1㎡以上	後退道路用地面積×10,000円 (千円未満端数切捨て)
隅切り道路用地 (三角形の二辺1辺2mを基準とする)		隅切り道路用地面積×20,000円 (千円未満端数切捨て)

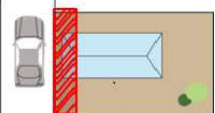
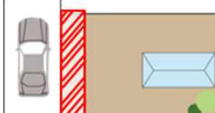


工作物除却助成制度

支障物が接道する道路の種別	助成制度の区分		助成金	助成限度額
狭あい道路※1	ブロック塀の除却		1㎡あたり 4,900 円を乗じた額 (千円未満端数切捨て)	500,000円 (左記の合計額)
	RC造塀等の除却		1㎡あたり 5,400 円を乗じた額 (千円未満端数切捨て)	
	フェンス等の除却		1㎡あたり 1,100 円を乗じた額 (千円未満端数切捨て)	
	植樹伐採	幹周20cm以上40cm未満	1本あたり 4,500 円	
		幹周40cm以上60cm未満	1本あたり 9,300 円	
		幹周60cm以上90cm未満	1本あたり 23,500 円	
		幹周90cm以上130cm未満	1本あたり 62,200 円	
		幹周130cm以上170cm未満	1本あたり 106,100 円	
幹周170cm以上		1本あたり 140,000 円		
※1 狭あい道路とは...建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路で、市道または里道である道路をいいます。				

建物除却助成制度

建物の立地状況に応じて建物除却費を助成します。

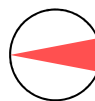
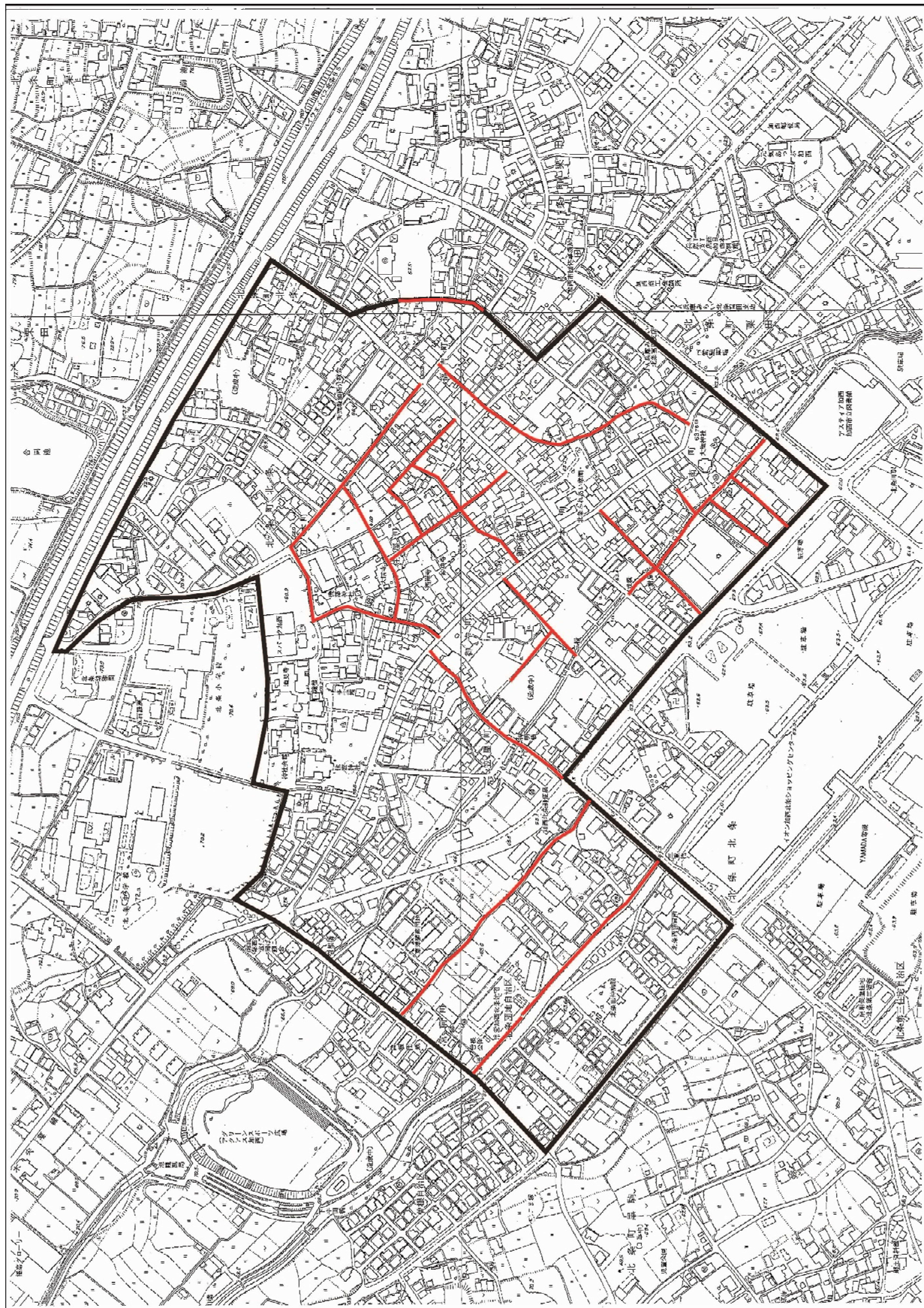
建物敷地が接道する道路の種別	後退道路用地内の建物の有無	除却建物種別	建物除却後跡地の条件	助成制度の区分 (助成対象事業の4/5が補助の上限です) (千円未満端数切捨て)
		不良住宅 ^(注2)	無	100万円
狭あい道路 ^(※1)	後退道路用地内に建物有 	空き家住宅等	公共・公益施設用地等 ^(注3)	100万円
			無	50万円
		居住住宅等	無	50万円
	後退道路用地内に建物無 	空き家住宅等	公共・公益施設用地等	100万円
			無	50万円
		居住住宅等	公共・公益施設用地等	50万円
			無	対象外
狭あい道路に該当しない幅員4m未満の道路		空き家住宅等	公共・公益施設用地等	100万円
			無	対象外
		居住住宅等	無	対象外
幅員4m以上		空き家住宅等	公共・公益施設用地等	100万円
			無	対象外
		居住住宅等	無	対象外

※2 不良住宅とは...国土交通省が定める判定基準により、市が不良度の判定を実施し、合計点数が100点以上となるものをいいます。

※3 公共・公益施設等とは...公園・ポケットパーク等で周辺の住環境整備の改善に資する目的で10年間の活用を図ることをいいます。

住民皆様にお願

狭あい道路の拡幅にご協力をいただける方には、**空き家・居住住宅の除却及び土地提供に対する奨励金の助成**を行います。
建物の立地状況により助成内容が異なり、助成が出来ない場合もございますので住宅の建替等をお考えの方は加西市建築課まで一度ご相談ください。



— : 住環境整備対象地域

— : 拡幅対象路線

問合先 加西市役所 建築課

住所：〒675-2395

加西市北条町横尾1000番地

TEL:0790-42-8757

FAX:0790-42-1998

E-mail:kenchiku@city.kasai.lg.jp